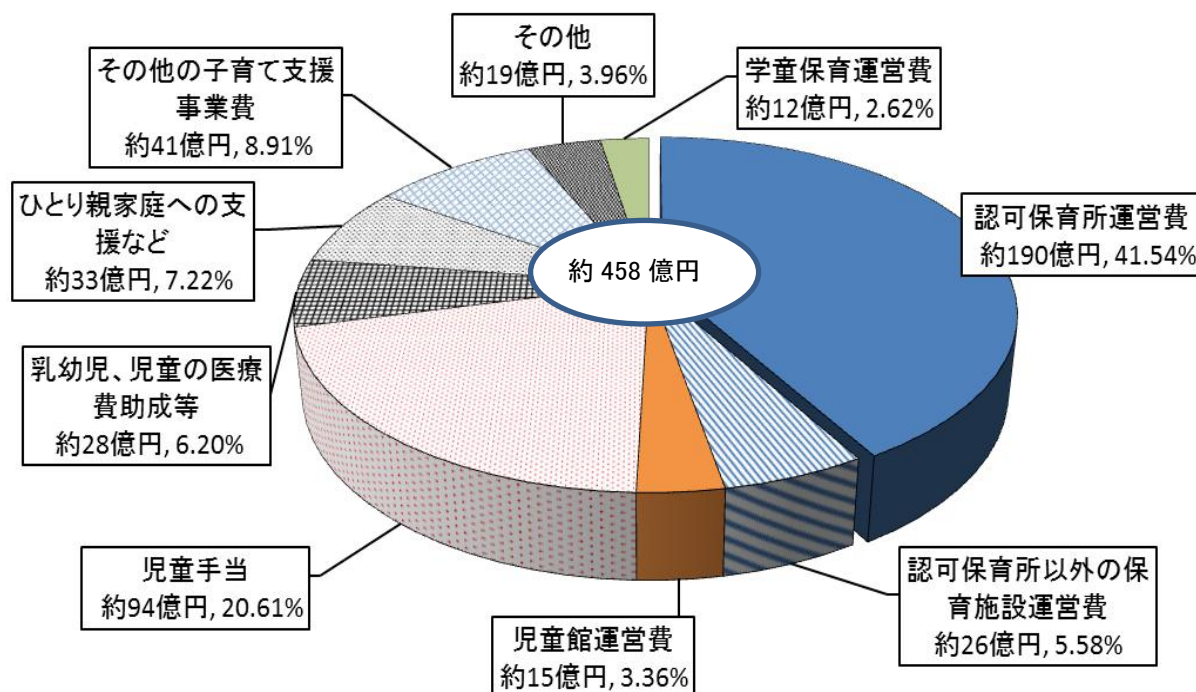


II 認可保育所運営費と利用者負担の現状

1 決算における児童福祉費の内訳

平成26年度決算の児童福祉費約458億円の中で大きい割合を占めるものは、認可保育所運営費が約190億円(41.54%)、児童手当が約94億円(20.61%)などとなっています。

グラフ6 平成26年度決算における児童福祉費の内訳

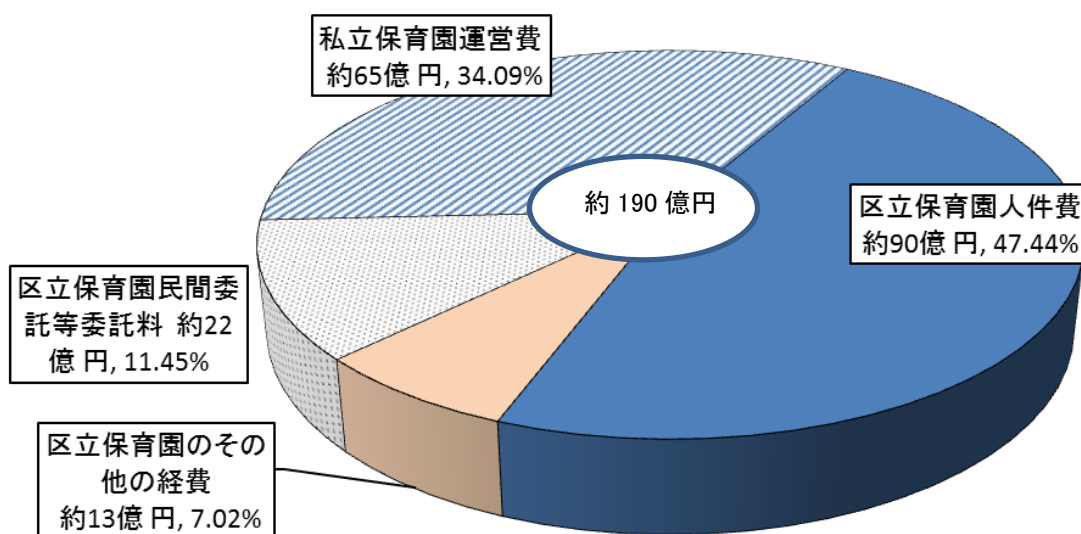


2 認可保育所運営費の内訳と経年推移

平成26年度決算の認可保育所運営費の支出内訳では、区立保育園保育士等の人件費が約90億円(47.44%)、私立保育園の人件費含む運営費が約65億円(34.09%)となっています。

認可保育所運営費は保育サービス定員拡充の取り組みに伴い、毎年増加しています。

グラフ7 認可保育所運営費の支出内訳(平成26年度決算ベース)

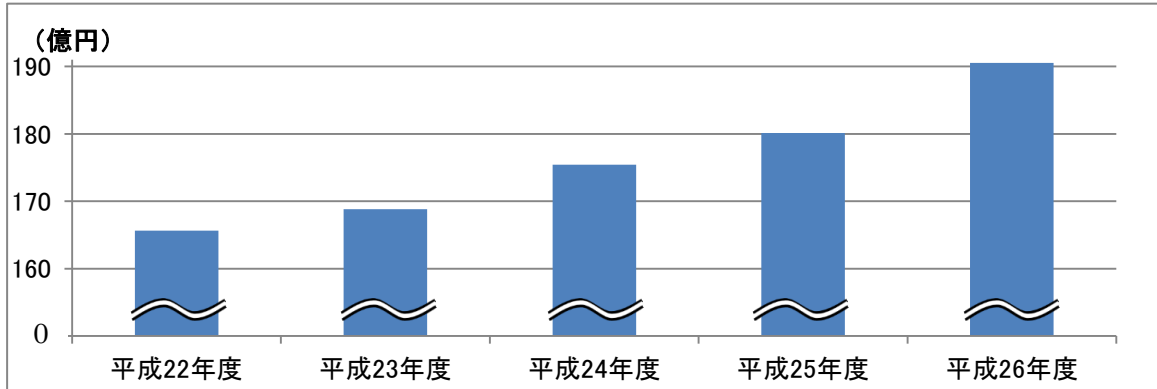


(平成26年4月1日現在の保育園数 区立直営39園、区立民営11園、私立45園)

表 10 認可保育所運営費の推移 (決算ベース)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
約165億6415万円	約168億8033万円	約175億4216万円	約180億1245万円	約190億5051万円

グラフ 8 認可保育所運営費の推移



3 認可保育所運営経費における保護者の負担割合

大田区では、国が定める運営経費に加え、区の負担により「保育の質」の担保を図っています。

平成26年度決算ベースでは、国が定める運営経費約87億円に、区費などで約103億円を加算しています。

また、保育料については、国基準の保育料(保護者負担額)約45億円の内の、約22億円を区費で負担することで、保護者の負担軽減を図っています。

表 11 認可保育所運営経費における保護者負担割合

		平成26年度決算										
国基準額	国が定める運営経費(100%)											
	約87億円											
	国基準保育料(51.50%) [保護者負担額]	行政負担(48.50%)										
	約45億円	約42億円										
大田区が認可保育所を運営する経費	大田区が認可保育所を運営する経費(100%)											
	約190億円											
	国が定める運営経費(45.72%)		保育の質の向上のために加算している経費(運営費加算)(54.28%)									
	約87億円		約103億円									
	国基準保育料(23.54%) [保護者負担額]	行政負担(22.18%)	区加算分(52.78%)									
	約45億円											
保護者負担 (12.28%)	利用者負担軽減分(区が負担) (11.26%)	約42億円	約100億円									
約23億円	約22億円											
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">国基準保育料(100%) [保護者負担額]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">約45億円</td> </tr> <tr> <td>保護者負担 (52.14%)</td> <td>利用者負担軽減分 (区が負担) (47.86%)</td> </tr> <tr> <td>約23億円</td> <td>約22億円</td> </tr> </table>		国基準保育料(100%) [保護者負担額]		約45億円		保護者負担 (52.14%)	利用者負担軽減分 (区が負担) (47.86%)	約23億円	約22億円	<table border="1"> <tr> <td>補助金等 (1.50%)</td> </tr> <tr> <td>約3億円</td> </tr> </table>	補助金等 (1.50%)	約3億円
国基準保育料(100%) [保護者負担額]												
約45億円												
保護者負担 (52.14%)	利用者負担軽減分 (区が負担) (47.86%)											
約23億円	約22億円											
補助金等 (1.50%)												
約3億円												

4 大田区の保育料（認可保育所、小規模保育所）
 (1) 大田区の保育料（認可保育所、小規模保育所）

表 12 大田区の保育料表

平成27年9月現在

階 層 区 分		保育料（月額）			1時間延長保育料（月額）		スポット 延長保育料 （円/1時間）		
		0,1,2歳児 クラス	3歳児 クラス	4,5歳児 クラス	(0),1,2歳児 クラス	3歳児 クラス			
A	生活保護を受けている世帯	0	0	0	0		0		
B1	現年度の区市町村民税が 非課税の〈ひとり親世帯〉	0	0	0	0				
B2	現年度の区市町村民税が非課税の 〈上記以外の世帯〉	1,000	1,000	1,000	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 延長申請の延長希望回数 15日以下：1,500 16日以上：2,000 </div>		400		
C1	現年度の区市町村民税が均等割のみの世帯	3,900	3,300	3,300					
C2	現年度の区市町村民税所得割が 50,000円未満の世帯	4,400	4,000	4,000					
C3	〃 50,000円以上 67,800円未満の世帯	5,100	4,700	4,600					
C4	〃 67,800円以上 70,800円未満の世帯	9,700	8,600	8,600					
C5	〃 70,800円以上 72,800円未満の世帯	11,300	10,300	10,200					
C6	〃 72,800円以上 85,000円未満の世帯	12,400	12,300	12,200					
C7	〃 85,000円以上 125,000円未満の世帯	18,400	13,900	13,800					
C8	〃 125,000円以上 150,000円未満の世帯	23,100	16,700	16,600				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 延長申請の延長 希望回数 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 延長申請の延長 希望回数 </div>
C9	〃 150,000円以上 175,000円未満の世帯	25,500	18,300	18,200				15日以下：2,000 16日以上：3,000	15日以下：1,800 16日以上：2,500
C10	〃 175,000円以上 210,000円未満の世帯	27,600	19,800	19,700					
C11	〃 210,000円以上 235,000円未満の世帯	30,500	22,000	21,900	23,000	400			
C12	〃 235,000円以上 250,000円未満の世帯	32,500	23,200	27,600					
C13	〃 250,000円以上 265,000円未満の世帯	34,200	24,500						
C14	〃 265,000円以上 284,700円未満の世帯	36,000	25,700						
C15	〃 284,700円以上 327,600円未満の世帯	37,500	26,600						
C16	〃 327,600円以上 343,400円未満の世帯	39,200	28,600						
C17	〃 343,400円以上 357,600円未満の世帯	40,700							
C18	〃 357,600円以上 368,200円未満の世帯	42,200							
C19	〃 368,200円以上 383,200円未満の世帯	43,500							
C20	〃 383,200円以上 398,200円未満の世帯	46,000							
C21	〃 398,200円以上 429,200円未満の世帯	49,400							
C22	〃 429,200円以上 481,200円未満の世帯	54,900							
C23	〃 481,200円以上 513,200円未満の世帯	59,700							
C24	〃 513,200円以上の世帯	63,500		24,000					

※ 保育の必要性の認定区分が「保育短時間」の方については、上表の保育料（月額）に0.983を乗じた額（100円未満の端数は切捨）となります。

(2) 2人目以降の児童の保育料軽減制度

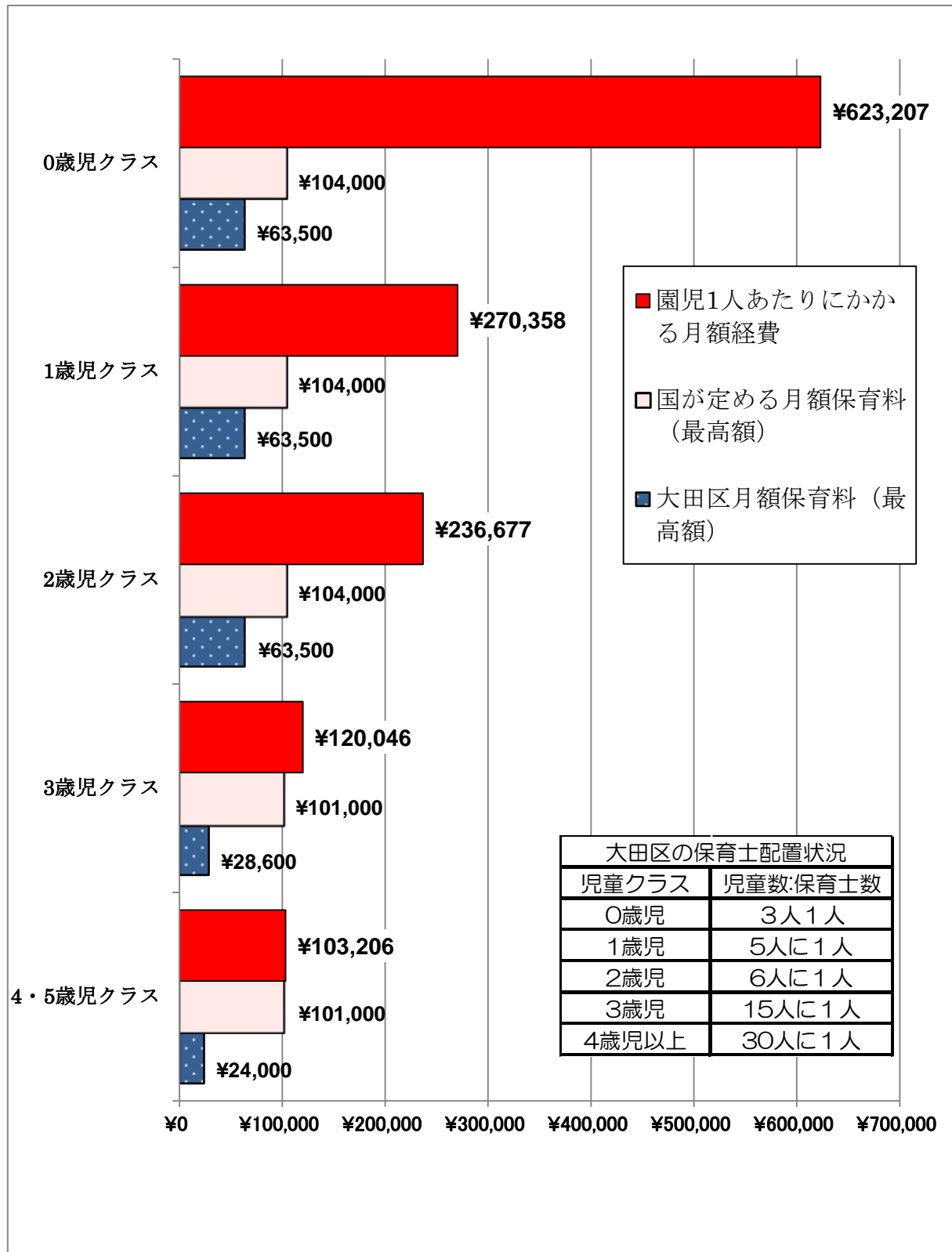
認可保育所又は小規模保育所に2人以上在園している場合、2人目の保育料（延長保育料は除く）は半額、3人目以降は無料としています。

5 認可保育所における年齢別運営経費と保護者負担の状況

保育士 1 人が担当する児童の数は、児童の年齢によって異なります。

大田区では、国基準を上回る保育士の配置を行い「保育の質」の向上に努めています。

グラフ 9 平成 26 年度「大田区における園児 1 人あたりの保育に係る月額経費」と「国が定める月額保育料(最高額)」「大田区月額保育料(最高額)」の比較



6 保育料の階層区分における税額幅

保育料の階層は、国基準において8階層ですが、区では27階層に区分しています。

なお、階層間の税額幅は均一ではありません。

表 13

新制度国基準			大田区現行保育料		
階層区分		階層の税額幅	階層区分		階層の税額幅
第1階層	生活保護受給世帯		A	生活保護受給世帯	
第2階層	住民税非課税世帯 推定年収 ～260万円		B1	非課税のひとり親世帯	
			B2	非課税の上記以外の世帯	
第3階層	所得割課税額 48,600円未満 推定年収 ～330万円		C1	均等割のみの世帯	
			C2	住民税所得割 50,000円未満の世帯	
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 推定年収 ～470万円	48,400	C3	所得割50,000円以上 67,800円未満の世帯	17800
			C4	所得割67,800円以上 70,800円未満の世帯	3000
			C5	所得割70,800円以上 72,800円未満の世帯	2000
			C6	所得割72,800円以上 85,000円未満の世帯	12200
			C7	所得割85,000円以上	40000
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満 推定年収 ～640万円	72,000		125,000円未満の世帯	
			C8	所得割125,000円以上 150,000円未満の世帯	25000
			C9	所得割150,000円以上	25000
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満 推定年収 ～930万円	132,000		175,000円未満の世帯	
			C10	所得割175,000円以上 210,000円未満の世帯	35000
			C11	所得割210,000円以上 235,000円未満の世帯	25000
			C12	所得割235,000円以上 250,000円未満の世帯	15000
			C13	所得割250,000円以上 265,000円未満の世帯	15000
			C14	所得割265,000円以上 284,700円未満の世帯	19700
			C15	所得割284,700円以上	42900
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満 推定年収1,130万円	96,000		327,600円未満の世帯	
			C16	所得割327,600円以上 343,400円未満の世帯	15800
			C17	所得343,400円以上 357,600円未満の世帯	14200
			C18	所得割357,600円以上 368,200円未満の世帯	10600
			C19	所得割368,200円以上 383,200円未満の世帯	15000
			C20	所得割383,200円以上 398,200円未満の世帯	15000
第8階層	所得割課税額 397,000円以上 推定年収 1,130万円～		C21	所得割398,200円以上 429,200円未満の世帯	31000
			C22	所得割429,200円以上 481,200円未満の世帯	52000
			C23	所得割481,200円以上 513,200円未満の世帯	32000
			C24	所得割513,200円以上の世帯	

7 大田区の認可保育所保育料と国基準保育料との比較

表 14 大田区の保育料 (3号認定 0,1,2歳児)

新制度国基準			大田区現行保育料		
階層区分		3号認定	階層区分		3号認定
		3歳未満児			3歳未満児
第1階層	生活保護受給世帯	0	A	生活保護受給世帯	0
第2階層	住民税非課税世帯 推定年収 ～260万円	9,000	B1	非課税のひとり親世帯	0
			B2	非課税の上記以外の世帯	1,000
第3階層	所得割課税額 48,600円未満 推定年収 ～330万円	19,500	C1	均等割のみの世帯	3,900
			C2	住民税所得割 50,000円未満の世帯	4,400
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 推定年収 ～470万円	30,000	C3	所得割50,000円以上 67,800円未満の世帯	5,100
			C4	所得割67,800円以上 70,800円未満の世帯	9,700
			C5	所得割70,800円以上 72,800円未満の世帯	11,300
			C6	所得割72,800円以上 85,000円未満の世帯	12,400
			C7	所得割85,000円以上 125,000円未満の世帯	18,400
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満 推定年収 ～640万円	44,500	C8	所得割125,000円以上 150,000円未満の世帯	23,100
			C9	所得割150,000円以上 175,000円未満の世帯	25,500
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満 推定年収 ～930万円	61,000	C10	所得割175,000円以上 210,000円未満の世帯	27,600
			C11	所得割210,000円以上 235,000円未満の世帯	30,500
			C12	所得割235,000円以上 250,000円未満の世帯	32,500
			C13	所得割250,000円以上 265,000円未満の世帯	34,200
			C14	所得割265,000円以上 284,700円未満の世帯	36,000
			C15	所得割284,700円以上 327,600円未満の世帯	37,500
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満 推定年収1,130万円	80,000	C16	所得割327,600円以上 343,400円未満の世帯	39,200
			C17	所得343,400円以上 357,600円未満の世帯	40,700
			C18	所得割357,600円以上 368,200円未満の世帯	42,200
			C19	所得割368,200円以上 383,200円未満の世帯	43,500
			C20	所得割383,200円以上 398,200円未満の世帯	46,000
第8階層	所得割課税額 397,000円以上 推定年収 1,130万円～	104,000	C21	所得割398,200円以上 429,200円未満の世帯	49,400
			C22	所得割429,200円以上 481,200円未満の世帯	54,900
			C23	所得割481,200円以上 513,200円未満の世帯	59,700
			C24	所得割513,200円以上の 世帯	63,500

表 15 大田区の保育料 (2号認定 3歳児)

新制度国基準			大田区現行保育料		
階層区分		2号認定	階層区分		2号認定
		3歳以上児			3歳児
第1階層	生活保護受給世帯	0	A	生活保護受給世帯	0
第2階層	住民税非課税世帯 推定年収 ～260万円	6,000	B1	非課税のひとり親世帯	0
			B2	非課税の上記以外の世帯	1,000
第3階層	所得割課税額 48,600円未満 推定年収 ～330万円	16,500	C1	均等割のみの世帯	3,300
			C2	住民税所得割 50,000円未満の世帯	4,000
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 推定年収 ～470万円	27,000	C3	所得割50,000円以上 67,800円未満の世帯	4,700
			C4	所得割67,800円以上 70,800円未満の世帯	8,600
			C5	所得割70,800円以上 72,800円未満の世帯	10,300
			C6	所得割72,800円以上 85,000円未満の世帯	12,300
			C7	所得割85,000円以上 125,000円未満の世帯	13,900
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満 推定年収 ～640万円	41500	C8	所得割125,000円以上 150,000円未満の世帯	16,700
			C9	所得割150,000円以上 175,000円未満の世帯	18,300
			C10	所得割175,000円以上 210,000円未満の世帯	19,800
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満 推定年収 ～930万円	58000	C11	所得割210,000円以上 235,000円未満の世帯	22,000
			C12	所得割235,000円以上 250,000円未満の世帯	23,200
			C13	所得割250,000円以上 265,000円未満の世帯	24,500
			C14	所得割265,000円以上 284,700円未満の世帯	25,700
			C15	所得割284,700円以上 327,600円未満の世帯	26,600
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満 推定年収1,130万円	77,000	C16	所得割327,600円以上 343,400円未満の世帯	27,600
			C17	所得割343,400円以上 357,600円未満の世帯	
			C18	所得割357,600円以上 368,200円未満の世帯	
			C19	所得割368,200円以上 383,200円未満の世帯	28,600
			C20	所得割383,200円以上 398,200円未満の世帯	
第8階層	所得割課税額 397,000円以上 推定年収 1,130万円～	101,000	C21	所得割398,200円以上 429,200円未満の世帯	28,600
			C22	所得割429,200円以上 481,200円未満の世帯	
			C23	所得割481,200円以上 513,200円未満の世帯	
			C24	所得割513,200円以上の 世帯	

表 16 大田区の保育料（2号認定 4,5歳児）

新制度国基準			大田区現行保育料		
階層区分		2号認定	階層区分		2号認定
		3歳以上児			4.5歳児
第1階層	生活保護受給世帯	0	A	生活保護受給世帯	0
第2階層	住民税非課税世帯 推定年収 ～260万円	6,000	B1	非課税のひとり親世帯	0
			B2	非課税の上記以外の世帯	1,000
第3階層	所得割課税額 48,600円未満 推定年収 ～330万円	16,500	C1	均等割のみの世帯	3,300
			C2	住民税所得割 50,000円未満の世帯	4,000
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 推定年収 ～470万円	27,000	C3	所得割50,000円以上 67,800円未満の世帯	4,600
			C4	所得割67,800円以上 70,800円未満の世帯	8,600
			C5	所得割70,800円以上 72,800円未満の世帯	10,200
			C6	所得割72,800円以上 85,000円未満の世帯	12,200
			C7	所得割85,000円以上 125,000円未満の世帯	13,800
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満 推定年収 ～640万円	41500	C8	所得割125,000円以上 150,000円未満の世帯	16,600
			C9	所得割150,000円以上 175,000円未満の世帯	18,200
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満 推定年収 ～930万円	58000	C10	所得割175,000円以上 210,000円未満の世帯	19,700
			C11	所得割210,000円以上 235,000円未満の世帯	21,900
			C12	所得割235,000円以上 250,000円未満の世帯	23,000
			C13	所得割250,000円以上 265,000円未満の世帯	
			C14	所得割265,000円以上 284,700円未満の世帯	
			C15	所得割284,700円以上 327,600円未満の世帯	
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満 推定年収1,130万円	77,000	C16	所得割327,600円以上 343,400円未満の世帯	23,000
			C17	所得割343,400円以上 357,600円未満の世帯	
			C18	所得割357,600円以上 368,200円未満の世帯	
			C19	所得割368,200円以上 383,200円未満の世帯	24,000
			C20	所得割383,200円以上 398,200円未満の世帯	
第8階層	所得割課税額 397,000円以上 推定年収 1,130万円～	101,000	C21	所得割398,200円以上 429,200円未満の世帯	24,000
			C22	所得割429,200円以上 481,200円未満の世帯	
			C23	所得割481,200円以上 513,200円未満の世帯	
			C24	所得割513,200円以上の 世帯	

8 他自治体における認可保育所保育料と改定状況

表 17

※第1子の標準時間保育料で表記
※改定状況は過去3年の状況

特別区の保育料（3号認定 0,1,2歳児）

No.	区名	区市町村民税所得割額										改定状況
		均等割のみ	3万円	5万円	7万円	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	最高額	
	大田	3,900	4,400	5,100	9,700	18,400	27,600	37,500	49,400	59,700	63,500	
1	千代田	1,900	6,700	8,300	15,400	19,100	27,500	38,500	48,900	57,500	57,500	
2	中央	1,600	2,700	5,700	7,100	13,100	20,200	29,200	37,100	45,900	64,000	H26
3	港	1,900	3,100	6,700	9,400	13,600	25,500	37,200	48,900	61,800	74,700	H27
4	新宿	1,900	3,100	6,700	9,400	15,400	23,600	37,200	53,700	57,500	74,700	H25
5	文京	1,900	2,400	8,300	15,400	19,100	29,200	34,200	43,400	48,900	77,500	
6	台東	1,900	8,800	16,700	21,000	23,800	33,500	42,400	53,300	67,100	74,700	H27
7	墨田	3,700	11,400	19,900	19,900	27,700	40,000	51,800	69,200	73,800	73,800	H27
8	江東	3,100	4,300	7,900	18,000	25,100	38,000	46,800	62,800	67,200	77,700	
9	目黒	1,900	3,100	6,900	8,600	16,300	25,400	33,400	41,500	53,700	70,200	H25
10	世田谷	600	9,500	11,300	18,300	23,000	29,200	45,800	56,800	63,100	73,100	H25
11	渋谷	1,900	4,700	7,700	7,700	9,500	13,700	17,100	43,400	53,700	70,400	
12	中野	1,900	3,100	6,700	19,100	23,600	31,000	38,500	49,400	57,500	74,700	H26
13	杉並	1,900	9,400	15,400	19,100	21,500	29,200	35,700	43,400	53,700	68,500	H25
14	豊島	3,400	5,500	7,300	16,800	20,800	33,800	47,300	58,500	62,700	63,000	
15	北	1,900	15,400	19,100	21,500	25,500	32,500	40,000	48,900	57,500	63,000	H27
16	荒川	1,900	6,700	6,700	15,400	19,100	31,000	43,400	53,700	57,500	57,500	
17	板橋	3,000	4,100	8,200	10,000	17,800	29,500	45,500	57,600	67,300	71,300	H26
18	足立	6,700	9,100	13,900	15,000	21,000	29,600	37,000	47,000	57,900	75,500	H27
19	葛飾	1,900	6,700	8,300	15,400	21,500	31,000	37,200	48,900	57,500	57,500	
20	江戸川	1,900	15,600	19,400	21,800	25,900	37,800	49,700	58,500	58,500	58,500	
	20区平均	2,340	6,770	10,555	15,215	20,120	29,560	39,395	51,245	59,015	68,890	
	20区平均との差	1,560	▲ 2,370	▲ 5,455	▲ 5,515	▲ 1,720	▲ 1,960	▲ 1,895	▲ 1,845	685	▲ 5,390	

※品川区、練馬区については、住民税所得割額による保育料の確認ができないため除いています。

表 18

その他の自治体（川崎・横浜・千葉市）（3号認定 0,1,2歳児）

No.	区名	区市町村民税所得割額										改定状況
		均等割のみ	3万円	5万円	7万円	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	最高額	
	大田	3,900	4,400	5,100	9,700	18,400	27,600	37,500	49,400	59,700	63,500	
1	川崎市	5,300	7,100	9,200	14,700	25,700	50,000	60,500	81,500	82,800	82,800	H24
2	横浜市	6,700	10,000	12,500	16,500	25,000	47,500	61,000	77,500	77,500	77,500	H24
3	千葉市※	4,110	6,170	11,180	18,840	33,450	51,690	54,330	60,600	65,750	70,900	
	3市平均	5,370	7,757	10,960	16,680	28,050	49,730	58,610	73,200	75,350	77,067	
	3市平均との差	▲ 1,470	▲ 3,357	▲ 5,860	▲ 6,980	▲ 9,650	▲ 22,130	▲ 21,110	▲ 23,800	▲ 15,650	▲ 13,567	

※千葉市のデータは新規入所用を使用

※各区市平成27年度「保育園入園のしおり」等で確認

表 19

※第1子の標準時間保育料で表記
 ※改定状況は過去3年の状況

特別区の保育料(2号認定 3歳児)

	区名	区市町村民税所得割額										改定状況
		均等割のみ	3万円	5万円	7万円	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	最高額	
	大田	3,300	4,000	4,700	8,600	13,900	19,800	26,600	28,600	28,600	28,600	
1	千代田	1,300	5,600	7,300	10,900	12,700	18,200	22,600	22,600	22,600	22,600	
2	中央	1,300	2,700	5,600	7,300	10,900	15,800	22,600	22,600	22,600	29,300	H26
3	港	1,300	2,700	5,600	9,300	10,900	17,000	22,600	22,600	24,200	29,300	H27
4	新宿	1,300	2,700	5,600	9,300	10,900	15,800	22,200	23,200	23,700	29,300	H25
5	文京	1,300	2,000	7,300	10,900	12,700	19,500	22,600	22,600	22,600	26,600	
6	台東	1,300	7,800	11,800	13,900	15,800	22,400	26,800	27,700	28,200	29,300	H27
7	墨田	3,000	10,200	14,500	14,500	19,000	27,700	30,900	31,900	31,900	31,900	H27
8	江東	2,500	3,900	6,800	12,700	16,700	25,200	26,400	26,400	26,400	27,700	
9	目黒	1,300	2,700	5,800	7,500	11,500	17,000	22,300	25,300	26,200	28,100	H25
10	世田谷	600	8,800	11,200	13,100	15,500	19,500	29,300	32,000	33,000	38,000	H25
11	渋谷	1,300	4,600	5,400	5,400	6,300	9,100	11,300	22,600	22,600	24,100	
12	中野	1,300	2,700	5,600	12,700	15,800	20,700	23,500	25,000	25,600	31,600	H26
13	杉並	1,300	9,300	10,900	12,700	14,300	19,500	22,800	24,400	25,600	29,000	H25
14	豊島	2,200	4,600	6,100	11,900	13,800	22,600	28,500	29,700	30,200	31,500	
15	北	1,300	10,900	12,700	14,300	17,000	21,600	24,000	25,000	26,000	27,500	H27
16	荒川	1,300	5,600	5,600	10,900	12,700	20,700	22,600	22,600	22,600	22,600	
17	板橋	2,400	3,700	7,100	9,000	13,400	20,900	29,100	30,000	30,500	34,500	H26
18	足立	6,100	8,700	12,600	14,600	16,500	21,800	26,700	29,600	31,600	37,100	H27
19	葛飾	1,300	5,600	7,300	10,900	14,300	20,700	22,600	22,600	22,600	22,600	
20	江戸川	1,300	11,000	12,900	14,500	17,200	22,900	22,900	22,900	22,900	22,900	
	20区平均	1,750	5,790	8,385	11,315	13,895	19,930	24,115	25,565	26,080	28,775	
	20区平均との差	1,550	▲ 1,790	▲ 3,685	▲ 2,715	5	▲ 130	2,485	3,035	2,520	▲ 175	

※品川区、練馬区については、住民税所得割額による保育料の確認ができないため除いています。

表 20

その他の自治体(川崎・横浜・千葉市)(2号認定 3歳児)

	区名	区市町村民税所得割額										改定状況
		均等割のみ	3万円	5万円	7万円	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	最高額	
	大田	3,300	4,000	4,700	8,600	13,900	19,800	26,600	28,600	28,600	28,600	
1	川崎市	3,300	5,400	7,100	9,900	17,400	30,500	30,900	31,400	31,500	31,500	H24
2	横浜市	2,100	7,600	9,500	12,800	19,500	27,500	36,200	43,500	43,500	43,500	H24
3	千葉市※	3,320	5,280	8,930	17,600	21,020	26,410	28,140	32,600	34,180	35,770	
	3市平均	2,907	6,093	8,510	13,433	19,307	28,137	31,747	35,833	36,393	36,923	
	3市平均との差	393	▲ 2,093	▲ 3,810	▲ 4,833	▲ 5,407	▲ 8,337	▲ 5,147	▲ 7,233	▲ 7,793	▲ 8,323	

※千葉市のデータは新規入所用を使用

※各区市平成 27 年度「保育園入園のしおり」等で確認

表 21

特別区の保育料(2号認定 4,5歳児)

※第1子の標準時間保育料で表記

※改定状況は過去3年の状況

No.	区名	区市町村民税所得割額										改定状況
		均等割のみ	3万円	5万円	7万円	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	最高額	
	大田	3,300	4,000	4,600	8,600	13,800	19,700	23,000	24,000	24,000	24,000	
1	千代田	1,300	5,600	7,200	10,800	12,600	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
2	中央	1,300	2,600	5,600	7,200	10,800	15,700	18,000	18,000	18,000	23,400	H26
3	港	1,300	2,600	5,600	9,200	10,800	16,900	18,000	18,000	19,300	23,400	H27
4	新宿	1,300	2,600	5,600	9,200	10,800	15,700	18,200	18,700	18,800	23,400	H25
5	文京	1,300	2,000	7,200	10,800	12,600	18,000	18,000	18,000	18,000	22,000	
6	台東	1,300	7,700	11,700	13,800	15,700	20,700	21,400	22,100	22,500	23,400	H27
7	墨田	3,000	10,000	14,400	14,400	18,900	24,400	25,400	26,400	26,400	26,400	H27
8	江東	2,500	3,800	6,800	12,600	16,600	21,000	21,000	21,000	21,000	22,000	
9	目黒	1,300	2,600	5,800	7,400	11,400	16,900	19,800	20,800	21,400	22,700	H25
10	世田谷	600	8,600	11,100	13,000	15,400	19,400	24,200	27,000	28,000	33,000	H25
11	渋谷	1,300	4,600	5,400	5,400	6,300	9,000	9,000	18,000	18,000	19,200	
12	中野	1,300	2,600	5,600	12,600	15,700	18,400	19,400	20,400	20,800	24,800	H26
13	杉並	1,300	9,200	10,800	12,600	14,200	18,100	18,800	20,200	21,200	24,500	H25
14	豊島	2,200	4,500	6,000	11,700	13,600	21,100	24,100	24,500	24,700	25,300	
15	北	1,300	10,800	12,600	14,200	16,900	18,600	19,700	20,300	21,000	22,500	H27
16	荒川	1,300	5,600	5,600	10,800	12,600	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
17	板橋	2,300	3,500	6,600	8,400	12,400	19,400	22,800	23,600	24,100	28,100	H26
18	足立	6,100	8,600	12,100	14,100	16,100	21,700	24,000	25,000	27,000	32,000	H27
19	葛飾	1,300	5,600	7,200	10,800	14,200	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
20	江戸川	1,300	10,900	12,800	14,400	17,100	18,300	18,300	18,300	18,300	18,300	
	20区平均	1,745	5,700	8,285	11,170	13,735	18,365	19,705	20,715	21,125	23,420	
	20区平均との差	1,555	▲ 1,700	▲ 3,685	▲ 2,570	65	1,335	3,295	3,285	2,875	580	

※品川区、練馬区については、住民税所得割額による保育料の確認ができないため除外

表 22

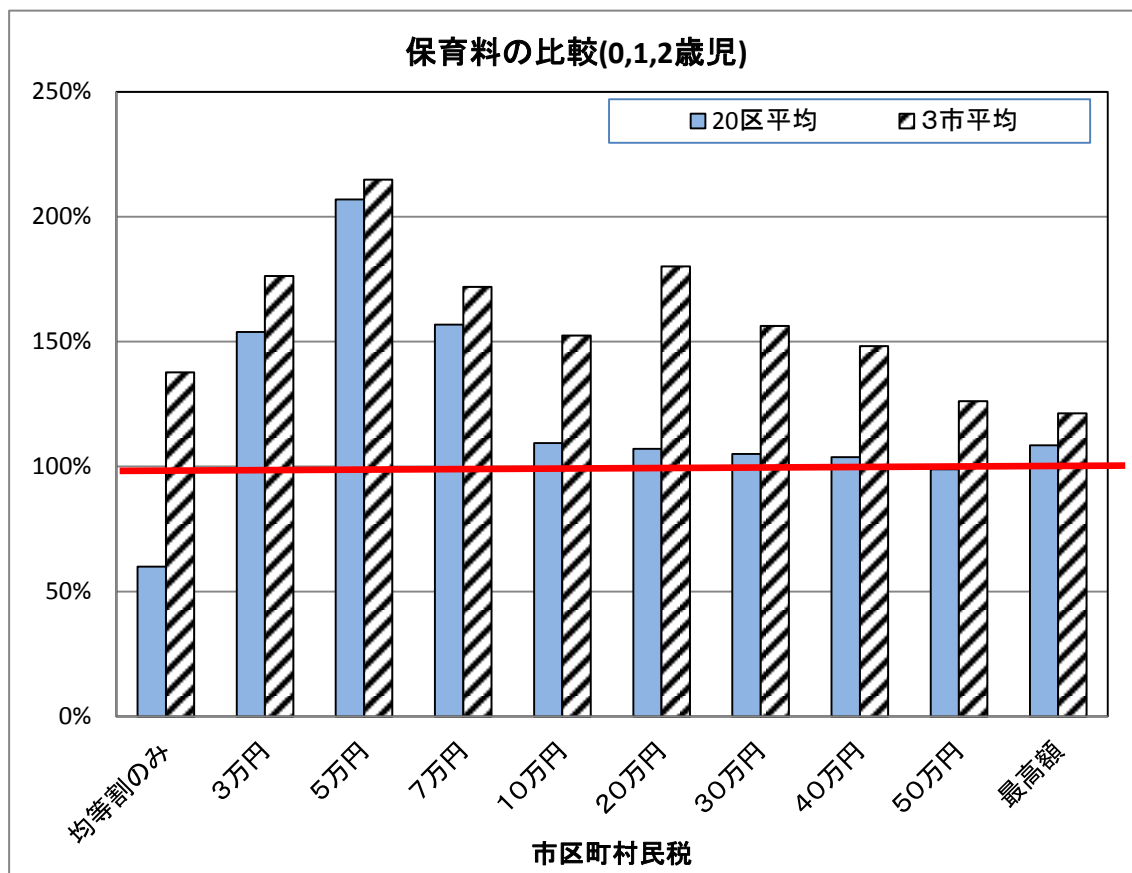
その他の自治体(川崎・横浜・千葉市)(2号認定 4,5歳児)

No.	区名	区市町村民税所得割額										改定状況
		均等割のみ	3万円	5万円	7万円	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円	最高額	
	大田	3,300	4,000	4,600	8,600	13,800	19,700	23,000	24,000	24,000	24,000	
1	川崎市	3,300	5,400	7,100	9,900	17,400	30,500	30,900	31,400	31,500	31,500	H24
2	横浜市	2,100	7,600	9,500	12,800	19,500	27,500	36,200	43,500	43,500	43,500	H24
3	千葉市※	3,320	5,280	8,930	17,600	21,020	26,410	28,140	32,600	34,180	35,770	
	3市平均	2,907	6,093	8,510	13,433	19,307	28,137	31,747	35,833	36,393	36,923	
	3市平均との差	393	▲ 2,093	▲ 3,910	▲ 4,833	▲ 5,507	▲ 8,437	▲ 8,747	▲ 11,833	▲ 12,393	▲ 12,923	

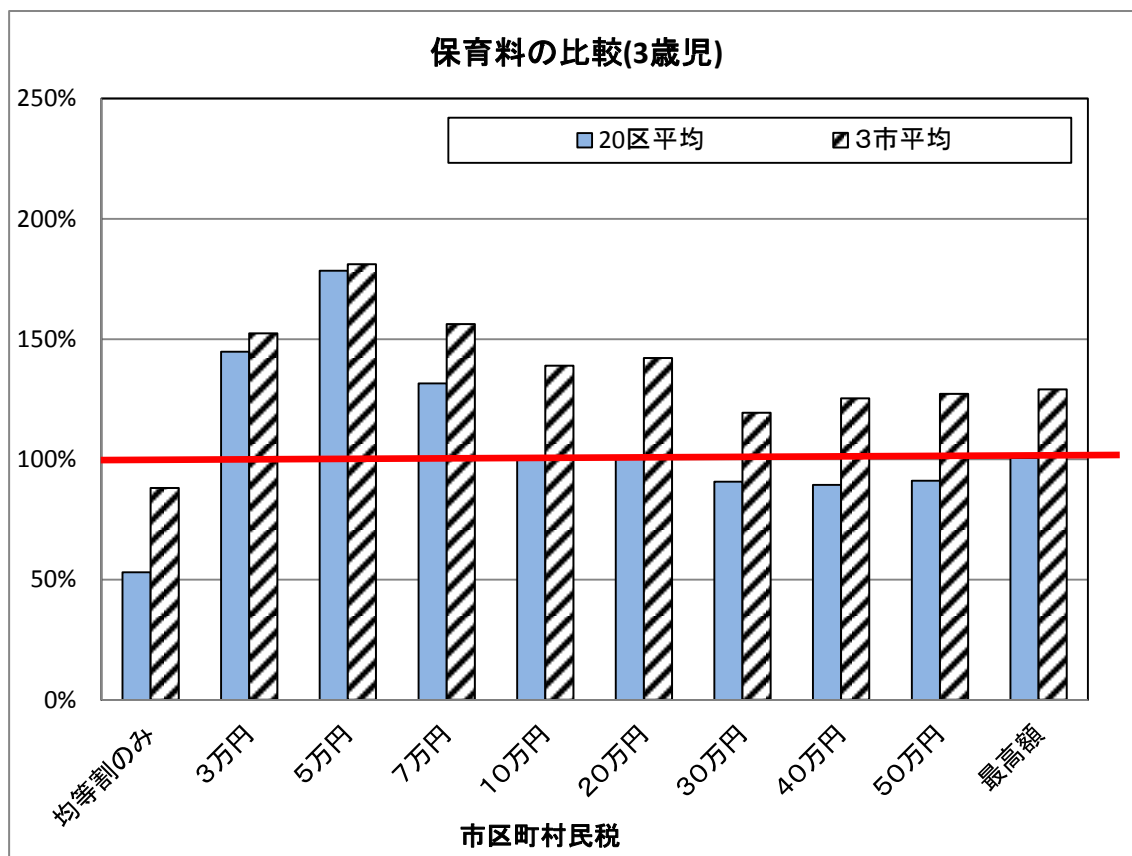
※千葉市のデータは新規入所用を使用

※各区市平成 27 年度「保育園入園のしおり」等で確認

グラフ 10-(1) 大田区の保育料と20区平均・3市平均保育料の比較
 大田区保育料を100%に換算し割合で比較しています。



グラフ 10-(2)



グラフ 10-(3)

